

令和7年3月10日

電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）策定に向けた検討会 取りまとめ**目次**

1. はじめに	2
2. 電子版母子健康手帳に係るこれまでの経緯	3
(1) 母子保健 DX について	3
(2) 母子健康手帳のデジタル化への動き	4
3. 電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）策定に向けた検討	4
(1) 現状の紙の母子健康手帳の特徴.....	4
(2) 電子版母子健康手帳の位置づけと検討の方向性.....	5
4. 個別論点に関する検討	6
(1) 電子版母子健康手帳において取り扱うべき情報	6
(2) PMH の利用と取り扱うべき情報について	6
(3) PMH への情報の保存期間について	7
(4) 母・児の情報の取扱い.....	8
(5) 電子版母子健康手帳において実現される機能について.....	9
(6) アプリ等のデータポータビリティについて	10
5. 電子版母子健康手帳への移行について	10
(1) 電子版母子健康手帳への移行に係る関係機関等での環境整備等	10
(2) 各自治体における電子版母子健康手帳への移行の前提	11
6. おわりに	12

1. はじめに

- 母子健康手帳は、昭和 17 年の妊産婦手帳に始まる長い歴史を有する母子保健の基本的な政策手段として、妊産婦、乳幼児をもつ保護者、保健医療関係者を始めとする多くの国民に親しまれてきた。紙の母子健康手帳は、妊娠中の経過や出産時の状態といった母に関する情報と新生児期の経過や乳幼児健康診査の結果といった児に関する情報を 1 冊に取りまとめた、利便性の高い母子保健情報の記録・閲覧のための媒体であり、妊娠、出産、子育てに関する様々な母子保健関係サービスにおいて、妊婦や児の一貫した健康管理の記録として、自治体、医療機関、産後ケア施設、里帰り先など、多くの場所で、母子と関係機関をつなぐ媒体として活用されてきた。
- このような利便性から、母子健康手帳は、日本国内に留まらず、世界でも認知される存在となっており、母子保健の施策を推進する上で、利活用されている国もある。
- 一方、近年では、情報提供媒体の多様化、バイオサイコソーシャル（身体的・精神的・社会的）な観点からの包括的な支援の必要性など、母子をめぐる状況、ひいては家族の在り方が変化する中、その利便性や母子保健の利用者のニーズを踏まえて、また、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化等の動きにより、健康管理システムにおいてもデジタル化の取組が進められている中で、更には、保健医療領域においても、マイナ保険証・オンライン資格確認の普及や、住民、医療機関、自治体の間で迅速に共有・活用するための情報連携基盤（PMH：Public Medical Hub）を用いた予防接種のデジタル化が進む中、電子版母子健康手帳の在り方を検討する必要性が生じている。
- 紙の母子健康手帳では、掲載できる情報量に紙幅の制約があること、転居や時間の経過で必要な情報が変わることなどが課題であったが、電子版母子健康手帳では情報を更新できるため、最新情報や正確な情報にアクセスできるというメリットもある。
- また、現在、全国の半数以上の自治体において、民間の母子保健アプリ等の何らかの電子母子保健ツールが導入されており、電子版母子健康手帳について、一定のニーズがあると考えられる。自治体に導入されている母子保健ツールの一部においても、地域の支援サービスや子育て情報などを自治体からプッシュ型で通知できる機能があるが、母子健康手帳等の情報と連携して自治体側から情報発信することにより、情報を必要とする人に届けることでよりよい支援につながっていくことも期待されている。
- 現在、妊婦健診や乳幼児健診等を受診する際には、受診者は、問診票等への記入において、住所や氏名などの母子健康手帳と重複する情報を都度記入しなくてはならず、負担が生じる。また、医療機関等においては、健診時に紙の健診票と母子健康手帳に同様の内容を重複して記入する必要がある。また紙の母子健康手帳は、紛失や汚損のリスクもあり、管理方法にも配慮が必要である。
- また、現状において、民間の母子保健アプリが提供されているが、多くの場合、受診や予防接種

において、必要な医療機関で書き込みや閲覧ができず、個人で利用する際にも紙の母子健康手帳を見て健診結果等を手入力する必要があるなど、紙の母子健康手帳を代替できる状況ではない。

- 母子健康手帳のデジタル化は、母子の健康管理をより便利、効率的にするだけでなく、これらの様々な課題を解決することができるものである。
- 母子健康手帳に記載の情報は、母子健康手帳を所持している妊婦や児の居所でしか把握ができなかったが、デジタル化により、医療機関受診時にも、紙の母子健康手帳を持ち歩いていなくても、母子健康手帳の情報を医療機関が閲覧できる。また、汚損や紛失により情報が失われることもない。これにより、災害時や救急時等にも、医療機関等で迅速に必要な情報を確認することができれば、より適切な医療を受けることが可能になる。
- また、里帰り等による自治体間の移動や転居時においても、居住地と里帰り先や、転居先と転居元などの双方の自治体等において、紙の母子健康手帳を直接持参しなくても、情報を共有することが可能となり、効果的な支援や体制の強化にもつながる可能性がある。
- こうした背景を踏まえ、母子健康手帳のデジタル化に向けて、必要な課題等を整理するため、検討会において計5回にわたり、電子版母子健康手帳で取り扱うべき情報や、データの記録・閲覧の取扱方針等について検討した。
- 今般、これまでの議論を取りまとめたため、報告する。

2. 電子版母子健康手帳に係るこれまでの経緯

(1) 母子保健 DX について

- 母子保健のデジタル化については、令和2年度に、PHR（Personal Health Record）の観点から、妊婦健診や乳幼児健診等の母子保健情報の一部について、マイナポータルを通じて、スマートフォン等での閲覧が可能となるとともに、中間サーバーを経由して、自治体間で母子保健情報の共有が可能となった。
- 令和4年度には、「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」において、マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の項目を拡大し、産後ケア事業や新生児訪問指導等の情報も共有可能となった。また、母子保健法施行規則（令和5年内閣府令第71号）様式第3号に規定する母子健康手帳の様式（以下「府令様式」という。）についても大幅な見直しが行われ、産後ケア及び地域の子育てに関する相談機関の利用に関して記録する欄等が追加された。
- これに加え、令和5年度にデジタル庁がPMHを開発し、母子保健情報についても、マイナンバーカードを活用したデジタル化を進めることで、主に紙で運用されている健診等の母子保健業務について、自治体や医療機関の事務的な負担軽減や子育て世帯の利便性向上等を目指すこととされ

た。

- また、母子保健 DX を実現するため、令和 6 年 6 月に、第 14 次地方分権一括法により母子保健法を改正し、PMH に関する規定の整備が行われた。
- 現在、母子保健 DX の本格実施に向け、希望する市町村による実証事業が実施されている。

(2) 母子健康手帳のデジタル化への動き

- 令和 5 年 11 月 22 日の「こども家庭審議会成育医療等分科会」において、母子健康手帳の電子的な交付に当たって混乱が生じないよう、今後、デジタル化された母子健康手帳が最低限持つべき機能や、母子の情報連携や、母親以外の保護者との情報共有・管理の在り方、デジタル化された母子健康手帳を原則とすることを旨とするに当たっての紙の母子健康手帳からの移行等の課題について整理と対応を検討する必要があるとされた。
- 加えて、令和 5 年 12 月の「デジタル行財政改革中間とりまとめ」において、住民、医療機関、自治体間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤の整備とともに、電子版母子健康手帳を活用してスマートフォンで健診の受診や結果の確認を可能とするなどにより、母子保健 DX を推進する方針が示された。また、令和 6 年 6 月の「デジタル行財政改革とりまとめ」において、「電子版母子健康手帳を原則とすることを旨とし、2024 年度から課題と対応を整理したうえで、2025 年度にガイドライン等を発出し、2026 年度以降の電子版母子健康手帳の普及につなげる」とされた。
- これらを踏まえて、こども家庭庁で実施する妊婦健診・乳幼児健診等のデジタル化実証事業において、PMH の機能の拡充等を図るとともに、電子版母子健康手帳に係る課題と対応を整理した上で、令和 7 年度にガイドライン等を発出し、令和 8 年度以降の電子版母子健康手帳の普及につなげることとされている。

3. 電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）策定に向けた検討

(1) 現状の紙の母子健康手帳の特徴

- 現行の紙の母子健康手帳は、市町村が、妊娠の届出をした者に対して、母子保健法第 16 条第 1 項に基づき交付するものであり、「妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書」であるとされている。
- 紙の母子健康手帳は、「妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録」が 1 つの冊子に集約され、母子の健康管理に用いることができるとともに、居住する自治体以外も含めた全国の自治体や医療機関等において、手帳を渡すことで、共通の様式によって記録されたすべての情報を自由に共有でき、また、本人含めて、各主体が自由に追記していくことができる点が特徴である。

(2) 電子版母子健康手帳の位置づけと検討の方向性

- 現在、紙の母子健康手帳が広く使われている中、一部の自治体において、紙の母子健康手帳と併用して利便性を向上させるための民間の母子保健アプリが提供されている。提供されている機能はアプリによってさまざまであるが、特段の追加のシステム整備等が必要なく全国どここの医療機関や自治体でも府令様式の情報を取り扱うことができ、かつ、母子の情報が1冊に集約されることで、個人を含めて誰もが手間なく健康管理を行うことが可能であるという紙の母子健康手帳のメリットを代替することは、現時点では、難しい。
- 民間の母子保健アプリには、紙の母子健康手帳と同様に記録・共有機能や情報の保存機能、情報提供機能等が実装されているものもあり、また、複数の端末から同じ情報が閲覧できるため、情報管理の負担を家族間で分担しやすいなどの利点がある。一方で、当該自治体の住民が、母子健康手帳を利用することが想定される全ての関係機関において、現時点では、必要な時に、電子版母子健康手帳の記録や閲覧を行うことができる環境は整っておらず、また、一貫した健康記録として用いるためには、基本的に、紙の母子健康手帳の情報を、アプリに転記する必要がある。また紙の母子健康手帳において、自治体や医療機関等が署名や押印を行ったものを、住民が転記しても、真正性を確保できないため、紙の母子健康手帳のように、証明に用いることはできない。
- また、紙の母子健康手帳にはない付加的機能として、健診・予防接種等のプッシュ通知・スケジュールリング機能や予約機能、問診票・予診票の回答入力機能を備えているものがあるなど、現状の民間の母子保健アプリは、基本的に自由にサービスが展開されているものである。
- こうした付加的な機能については、今後の母子保健サービスを広げる可能性を秘めた機能であり、電子版母子健康手帳を用いることのメリットそのものとして位置づけられる一方で、今後、紙の母子健康手帳を代替する民間の母子保健アプリを電子版母子健康手帳として、紙の母子健康手帳と同様に市町村が交付するものとして位置付けるのであれば、その定義を明確にすることが必要である。
- 以上のとおり、今後、本取りまとめを踏まえ、自治体や医療機関等において、電子版母子健康手帳にかかる環境が整備されれば、様々な機能が実現され、紙の母子健康手帳の代替が可能になるのみでなく、様々な関係機関における即時かつ効率的な情報共有や、電子版母子健康手帳ならではの機能である各住民の個別の状況に応じたプッシュ通知、予防接種のスケジュールリング機能、さらには保育や学校保健といった母子保健に留まらない分野との連携などにより、住民にとっては、紙の母子健康手帳では得られないメリットを享受できることとなる。
- また、検討にあたっては、電子版母子健康手帳においては、紙の母子健康手帳の有するすべての機能を、同等以上の利便性で利用することができることを前提としつつ、各利用主体と母子健康手帳との関係性については現行の紙の母子健康手帳における関係性を基本とし、機能のばらつき、各利用主体における費用負担、データポータビリティ（異なるサービス・アプリ間でデータを引き継ぎ

継続利用できること)などの観点も踏まえ、検討を行うことが重要である。

- あわせて、今後、母子保健や予防接種等のデジタル化により既に別途検討が進んでいる、健診の問診・健診結果に係る情報や予防接種等の予診票・接種記録に係る情報の記載や閲覧等の機能や、PMH やマイナ保険証、オンライン資格確認等の、共通して用いられる仕組みについては、各検討状況を踏まえつつ、それぞれで検討が行われていない追加的な論点等については、検討を行うことが必要である。
- このほか、アプリ事業者が取り扱う情報についてのセキュリティに関する規定等については、ガイドライン等の作成にあたって、他の医療情報等を取り扱うシステムに関する指針等の内容も踏まえて技術的に検討することが必要と考えられる。

4. 個別論点に関する検討

(1) 電子版母子健康手帳において取り扱うべき情報

- 母子健康手帳の様式は母子保健法に基づく内閣府令で定められ、全国統一様式である「府令様式」と自治体の判断で具体的な記載内容が定められる「任意様式」に区別され、それぞれの内容は、健康記録と指導書の内容に分類される。検討にあたっては、健康記録に相当する部分について、電子版母子健康手帳において、最低限、紙の母子健康手帳と同じ情報が、同様に取り扱えるようにすることが基本となる。
- 従って、紙の母子健康手帳と同様に、府令様式の項目は、電子版母子健康手帳においても取り扱うことができる必要がある。また、任意様式に含まれる項目を含めて、自治体が任意で記録項目を設定することが必要である。他方、その他の項目等については、母子保健法に基づく母子健康手帳としては、取り扱うことが必須ではないものと位置づけられる。

(2) PMH の利用と取り扱うべき情報について

- 紙の母子健康手帳を渡すことにより、転居や里帰り時等にも自治体をまたいで過去の健診結果や妊産婦・保護者等による記録等も含めたすべての記録を利用することが可能である。電子版母子健康手帳においても同様に、自治体をまたいだ医療機関等においても情報の共有・取扱いを可能とする必要がある。
- 具体的には、母子健康手帳の主な利用場面として以下の4つがあり、電子版母子健康手帳でもそれぞれの場面において情報の共有・取扱い等を行うことができる必要がある。
 - 1) 保護者等が記録・閲覧する場面
 - 2) 母子健康手帳を保護者等から児へ渡す場面
 - 3) 医療機関等・自治体が記録・閲覧する場面
 - 4) 自治体をまたいで、継続して記録・閲覧する場面

- 電子版母子健康手帳の情報の保存先について、府令様式に含まれる項目は、紙の母子健康手帳と同様に、転居等の際の継続利用、医療機関及び自治体への情報共有が必要であることから、PMH への保存を行うことが必要となる。この際、保護者等、自治体、医療機関等のいずれが入力した情報であっても、速やかに PMH へ記録され、保護者等や全国の自治体、医療機関等から閲覧できることが重要である。
- 一方、任意様式に含まれる項目は、紙の母子健康手帳と同様に、自治体により内容が異なるものであるため、必ずしも PMH に保存することとはせず、自治体の契約するアプリ事業者のサーバー等も含めて具体的な保存先及び保存期間、情報共有にかかる仕様については自治体に委ねることを基本としたうえで、全体の仕組みについては、予防接種のデジタル化や自治体検診のデジタル化といった他の制度とも足並みをそろえて検討する必要がある。
- 任意様式のうち「今までにかかった主な病気」の記録については、基本的に、国の示す様式が用いられるとともに、医療機関等における利用頻度が高いため、府令様式に準じて取り扱う必要がある。また、その他の任意様式についても、各自治体や事業者が、任意で組み合わせる用いることができるような、デジタルで用いることができる様式を示すべきとの意見があった。

(3) PMH への情報の保存期間について

- 紙の母子健康手帳については、交付後は保護者や児等が管理することとなるが、保存すべき期間については特に定められていない。他方、予防接種の情報等を除けば、府令様式の記録・閲覧は、主に、妊娠期間中から、児の就学頃までの健診や、保護者による成長の記録等において行われる。
- 小児科への受診時や、産婦及び成人した児が医療機関の受診時等においては、必要に応じて過去の記録を確認する等、一部の者においては長期にわたって閲覧する必要がある可能性もある。
- また、予防接種の接種記録についても、児の就学以降も利用されることが想定され、その取扱いについては、厚生労働省にて別途検討が行われている。
- 上記を踏まえると、PMH における母子保健に係る情報については、少なくとも就学までの期間に加えて、就学以降も継続的に住民が情報を利用するために、住民がデータの保存等の必要な処理を行えるよう十分な期間、PMH においてデータを保持することが必要である。
- また、保存期間経過後にも住民が情報を継続して活用できるよう、PDF 形式や XML 形式等での出力や印刷、電子版母子健康手帳を含めた民間の PHR 関連サービスの利用等の可能な形式でのデータ出力により、継続的に情報の閲覧等を行える方法の検討が必要である。
- なお、PMH に保存された母子保健に関する情報は、民間の PHR 関連サービス等への接続を見据えて保存・管理される必要があること、PHR としての利用にあたっては、関係省庁においてこれまでに検討されてきたものも含めて、学校健診、自治体検診、介護情報にかかるデジタル化や PHR

等に係る検討と足並みをそろえ、総合的な検討を進めていくことが必要である。

- その他、PMH におけるデータの保存期間については、上述のような、予防接種等に係るデジタル化等の検討状況や、全国で紙の母子健康手帳と同様に取り扱うことができるようになるための環境整備の状況等を進める間、以下のような観点も踏まえ、当面の間は、継続して保存が必要である。
 - ・ 自治体が契約する電子版母子健康手帳等の利用料や、PMH への情報の保存にかかる費用については、保護者等が居住する自治体が主として負担することが基本となると考えられることから、こうした費用負担の観点からの検討が必要。
 - ・ PMH から PHR 等への情報の移行に際して必要な作業については、電子版母子健康手帳等において利用者に対して情報を提供し、必要な作業等を分かりやすく案内することや、必要な通知を行うこと等が考えられる。あわせて、こうした情報へのアクセスや、電子的な作業が困難な者について、自治体及び事業者により、必要なサポートについて検討が必要。
 - ・ PDF ファイルや XML/CSV ファイルとしてのダウンロードや紙への出力、その他民間のサービスによるデータの移行等を、予め行っておくことが必要。
 - ・ PMH から PHR 等へ情報の移行を行い、PHR 等を利用する場合は、有償・無償のサービスを利用することや、PDF ファイル等を自ら保存すること、紙に印刷する民間のサービスを利用することが想定される。

(4) 母・児の情報の取扱い

- 紙の母子健康手帳では、母及び児に関する情報が一体として記載されており、出産前の時点では、母の情報については母自身が利用することとなるが、出産後は、妊娠中の母の情報も含めて児の情報を児（又は児の代理としての保護者等）が利用することが基本となる。
- ただし、出産後から乳幼児期以降にかけて、手帳の利用者は、母（保護者等）か、児の代理としての保護者等か、必ずしも定めがあるわけではなく、様々な態様があるものと考えられる。また、児の成長後、任意の時点で母等から児に手帳を渡す場合や、成長後も母等が持ち続ける場合があると考えられる。
- なお、出産後でも、母が産婦健診や産後ケア等を利用する場合や、その後も、母自身の健康管理や受診等のため、母として、母子健康手帳を利用できることが必要である。
- また、以下のような場面に係る取扱いについて、具体的に検討を行った。

(保護者等が児の代理で記録・閲覧する場面)

- 紙の母子健康手帳においては、母児の情報が一体的に記載されているため、児（又は児の代理としての保護者等）が利用する際には、母の情報も含めて一体的に取り扱うことが可能である。母の情報については、母が代理として手帳を管理する場合は、どのように取り扱うか判断することが可能である。

- 電子版母子健康手帳においても、紙の母子健康手帳と同様の利用を可能とするため、児の出生後、母に関する情報を見へ渡すことで、渡された情報は児の情報として一体として扱えるようにすることが必要である。例えば、出生した児が医療機関を受診する際に、母の妊娠中の経過に関する情報が児の診療を行う上で有用な情報になる場合などに、児が利用することができる。

(母子健康手帳を保護者等から児へ渡す場面)

- 紙の母子健康手帳においては、母から児にどのような情報を渡すか、自由度の高い取扱いが可能であり、利用者に委ねることが可能であるが、電子版母子健康手帳においては、母から児へ渡す情報については、基本的に、母が選択できるような仕組みを検討することが必要である。
- 例えば、母自身の健康管理や医療機関の受診等においては重要であるものの、児や他の家族等に知られたくないような機微な情報であって、児の受診の際には必ずしも必要ではないと考えられる情報について、一部の情報は児に渡さないこともできるよう、母が児へ提供する情報を自由に選択できるような仕組みが考えられる。
- あわせて、例えば、保護者が変わる場合等のタイミングで、適宜、必要でない情報が新たな保護者等に提供されないような仕組みを検討することも必要である。いずれにせよ、今後、PMH やマイナポータル等との連携が必要な仕組みでもあることから、システムとしてのフィージビリティ等を踏まえ、上記の趣旨を踏まえた仕組みを検討していくことが重要である。

(医療機関・自治体等が取り扱う場面)

- PMH 等を利用することで、医療機関等との情報共有については、診察等の際に児のマイナンバーカードで認証することにより、児の情報（母から渡された情報を含む。）を閲覧することが可能となる。
- 現状、母ではなく、父や祖父母その他の者が児の受診に付き添うこともあるが、母に関する情報が児に渡され、児の情報と同様に取扱われることで、そうした場合にも児のマイナンバーカードを利用すれば母児の情報を一体的に利用することが可能となる。
- また、親権者の変更が生じた場合等においても、児のマイナンバーカードを利用することで、紙の母子健康手帳を引き継ぐ場合と同様に、電子版においても、母児の情報を一体として利用することが可能となる。

(5) 電子版母子健康手帳において実現される機能について

- 電子版母子健康手帳においては、各アプリ等の独自の項目等を記録・閲覧することや、利用者の情報に応じたプッシュ通知機能、利用者及び契約する自治体のニーズに沿った多種多様な付加的機能等が実現されることにより母子保健の質向上や、保護者の利便性向上に資する一層のサービスの提供が可能となることが考えられる。
- こうした、各アプリ事業者が独自に提供する機能については、民間の創意工夫により、アプリ事業

者に委ねることが基本となる一方、国の取組として「子育て支援制度レジストリ」の整備等が進められており、標準化・オープン化された子育て支援制度・サービス情報を電子版母子健康手帳で利活用し、自治体が適切にレジストリデータを更新していくことで、子育て当事者が、必要な情報やサービスを的確に得ることができることができ、アプリ事業者の開発コスト低減等につながるとともに、自治体としても、効率的に周知を図ることができるようになると考えられる。

- また、その他の機能についても、例えば、民間の PHR 関連サービスにおいては、事業者間で標準化等の取組が進められており、電子版母子健康手帳についても、共通項目やデータ流通形式の標準化などが継続的な利用等の観点から重要であると考えられるため、同様の取組が進められることも期待される。

(6) アプリ等のデータポータビリティについて

- 紙の母子健康手帳においては、転居により保護者等が居住する自治体が変わっても、転居前に利用していた手帳を引き続き利用することができることから、電子版母子健康手帳においても、転居の際等に、保護者等がアプリを切り替えることや、場合によっては、保護者等が自ら希望して居住自治体で導入しているもの以外のアプリを併用することも想定される。
- 利用するアプリを選択したいといった住民のニーズも考えられることから、希望する自治体によっては、複数のアプリ事業者のサービスを利用できる仕組みを導入できるよう、国として検討することも必要である。広域で共有すべき情報として位置付けられる府令様式等の内容については、PMH に保存されることにより、異なるアプリ等の間でもデータポータビリティが確保され、転居の際等含めて継続して利用可能となることが考えられる。
- また、当然のことながら、ベンダーロックインとなることなく、健康管理システムや、医療機関や健診会場向けの専用システム、電子版母子健康手帳など、それぞれのシステムについて、それぞれ別の事業者のシステムが導入された場合でも、相互に連携ができる仕組みとすることも必要である。
- デジタル化の推進により、各ライフステージにおいてシステム導入にかかる環境整備が進められており、保育であれば健康情報や連絡用のアプリ等を活用し、保護者はそれぞれの利用場面に合わせて使い分けながら、情報を取得している。将来的には、ライフステージに合わせた形で情報の受け渡しができるよう、必ず、住民が利用する電子版母子健康手帳と、それぞれのシステム間で、アクセスできる仕組みや、情報を引き継げる仕組みが必要になるという意見があった。

5. 電子版母子健康手帳への移行について

(1) 電子版母子健康手帳への移行に係る関係機関等での環境整備等

- 紙の母子健康手帳は、様々な母子保健関係サービスの提供にあたって、自治体職員が記録・閲覧を行うほか、乳幼児・妊産婦健診や予防接種においては、自治体から委託を受ける医療機関、更に、保険診療のために受診する保険医療機関、産後ケア施設等様々な関係機関において

利用されており、自治体をまたいだ受診等も日常的に行われている。また、電子版母子健康手帳の利用が想定される医療機関等としては、産婦人科、小児科等の医療機関の他、急患センター等も想定される。

- 住民により、母子健康手帳が利用されることが想定される当該自治体内外のすべての関係機関において、必要な時に、電子版母子健康手帳の記録や閲覧ができるような環境を整えていくことで、紙の母子健康手帳と同様に電子版母子健康手帳を利用できることが、各市町村が、電子版母子健康手帳を紙の母子健康手帳の代替として交付するために必須となる。
- また、その際には、同様に PMH を活用した仕組みとなることが想定される乳幼児健診や妊産婦健診のほか、予防接種や自治体検診、介護 DX 等において、各医療機関等が導入を行うことが必要となる端末等について、システム整備がそれぞれ重複することがないようにすることが必要である。
- 具体的には、専用端末や、医療機関等にある電子カルテ等の汎用端末から、マイナ保険証による本人確認など共通となるオンライン資格確認のインフラ等を利用して、予防接種等と同様の方法で PMH への記録・閲覧ができるよう、PMH 等のシステム整備を進めていくことが必要である。
- 当面の間は、自治体内外の関係機関における環境整備等が整った自治体から、電子版母子健康手帳への移行が順次進んでいくことになるが、当該自治体の住民が、紙の母子健康手帳の交付が行われる自治体への転入や、里帰り等を行う際には、例えば、電子版母子健康手帳の記録内容を印刷すること等により、紙の母子健康手帳に切り替えて利用できることが必要となる。

(2) 各自治体における電子版母子健康手帳への移行の前提

- 各自治体における電子版母子健康手帳への移行は、住民及び関係機関において、紙の母子健康手帳において利用できる機能や機能を損ねることがないことを前提として、各自治体が、実証的な利用等を行うことも含め、その時点の環境整備等の状況に応じて、具体的にどのような利用態様となるのか等について、住民や関係機関及び関係団体への十分な説明を行い、懸念があれば、払拭し、十分な理解を得た上で、進めていくことが必要である。
- そして、何よりも、電子版母子健康手帳の導入により、単なる母子健康手帳のデジタル化のみならず、それぞれの住民に応じて、適宜適切な情報をプッシュ通知することなどはじめとして、民間の創意工夫等により実現される様々な機能・価値を、住民や関係機関等に、十分に示していくことが必要である。
- 当然のことながら、電子機器やネットワークの十分な利用を行うことができない住民や関係機関が、誰一人取り残されることのないよう、また、予防接種等のデジタル化等の状況や、関係機関における環境整備の状況、「紙の母子健康手帳の良さ」とデジタル化によるメリットに係る関係者の理解の状況等を踏まえつつ、電子版母子健康手帳を導入した際に、利用できなくなる紙の母子健康手帳の機能がないよう、健診結果等の入力代行や記録の印刷、電子版母子健康手帳に対応で

きない住民等には紙の母子健康手帳の併用を行うことなど、様々な工夫により、関係者と合意形成を行いつつデジタル化を進めていくことが重要である。

- あわせて、導入、維持のためのコストについても、紙の母子健康手帳におけるコスト、デジタル化により実現される価値、事務等の効率化等を総合して、利用者や自治体・住民の負担とならないようにしていくことも重要である。
- 電子版母子健康手帳の推進を図るためには、国としても必要な周知広報を進めていくことが重要である。医療機関等への PMH 接続にかかる対応にあたっては、自治体や事業者から医療機関等に対して、カードリーダーや専用端末等、必要な機器の案内等を行うことも重要である。利用者や関係者の負担とならないよう、仕様を工夫するとともに、周知広報についても検討を進めることが望まれる。
- 現行の母子健康手帳の運用を踏まえると、受付時・診察時・入院時等の様々な場面で母子健康手帳の閲覧が生じることから、こうした運用に煩わしさがないような認証・閲覧の仕組みを検討する必要がある。同時に、医療機関等の第三者による情報の閲覧はあくまでも一時的なものであることを念頭に、第三者による閲覧期間を設定することが必要となる。

6. おわりに

- 今後、本取りまとめを踏まえ、令和 7 年度には、速やかに、「電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）」の策定を進めていく必要がある。その際には、こども家庭庁は、デジタル庁や厚生労働省など関係省庁と連携するとともに、自治体や関係団体等からの意見を聞いて、検討を進めていくことが必要である。
- 情報技術の進化は日進月歩であり、令和 8 年度以降の母子保健 DX の全国展開に向けての検討を進めていく間においても、新たな技術の登場や、国民を取り巻く状況の劇的な変化、ブレークスルー等が起こることも考えられる。その際には、本取りまとめの趣旨と、その時々に取り巻く技術的環境等を、適宜適切にアジャストして進めていくことが重要である。
- 母子保健 DX 及びその全国展開により、様々な新たな価値が創造されていくことが期待されるが、現状の目標を実現することだけに満足することなく、更なる高みを目指して、産官学それぞれが、様々な検討を続けて行くことが必要である。